

令和3年度第3回  
東京都保健医療計画推進協議会  
会議録

令和3年6月25日

東京都福祉保健局

(午後 4時 開会)

○奈倉課長 それでは定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第3回東京都保健医療計画推進協議会を開会いたします。本日は、委員の皆様方には、お忙しい中ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。議事に入りますまでの間、私、医療政策部計画推進担当課長の奈倉が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web会議形式の開催となります。通常の会議とは異なる運営となりますので、最初に Web 会議の参加に当たっての注意点を申し上げます。

会議に参加後は、マイクを常にミュートにしてください。マイクアイコンが赤色になっていれば、ミュートの状態となっております。ご発言のご希望がある場合には、マイクアイコンを押して、ミュートを解除した上で、ご所属とお名前をお話してください。なお、通信障害の発生により発言が聞き取れない場合には、順番の変更ですとか再度のご発言をお願いすることもございますので、ご注意ください。途中で退室される場合は、退室ボタンを押して退室してください。退室ボタンは赤色のバツ印のアイコンでございます。ここまではよろしいでしょうか。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料につきましては、事前にメールにて送付させていただいておりますので、各自ご準備いただければと思います。なお、本日の会議でございますが、東京都保健医療計画推進協議会設置要綱第9に基づきまして、会議、会議録及び会議に係る資料について、原則として公開となります。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議または会議録等を非公開とすることができます。本日ににつきましては公開としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。——それでは、公開で行わせていただきます。

また本日は、傍聴希望者につきましては、既に Web から傍聴のほうを許可しておりますので、併せてご了承ください。

本日は、井上委員、工藤委員、長谷部委員、北村委員からご欠席の連絡をいただいております。また、門倉委員の代理として、東京消防庁救急部救急医務課長の三ツ井様にご出席いただいております。本日は、現在のところ、委員 26 名のうち、22 名の先生方にご出席いただいております。なお、こちら東京都側でございますが、事務局でございます医療政策部の職員も出席させていただきます。

それではここからの進行につきましては、橋本座長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○橋本座長 それでは、今日も Web で、私だけオンサイトでやらさせていただきます。

それでは、お手元の会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

本日の議事は、東京都保健医療計画の中間の見直しについてということです。この見直しについては、先般、書面開催で行われた第 2 回の会議の議題にありました。そこでは、6 月中旬までパブリックコメントや関係機関への意見照会を実施したということであり、そちらで出た意見を含め、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○奈倉課長 それでは、資料 3 及び資料 4 についてご説明いたします。

まず A4 横版、資料 3「東京都保健医療計画の中間見直し検討計画 今後のスケジュールについて」のほうをご覧ください。先ほど座長からもお話がありましたが、中間見直しにつきましては、資料の左上段で記載した、昨年 7 月、本協議会開催での見直し方針の検討をスタートといたしまして、検討を開始しました。10 月 26 日に Web 開催した本協議会で議論いただきまして、12 月 23 日、令和 3 年 1 月 29 日に見直しの検討部会において疾病・事業ごとの具体的な見直しの内容についてご検討いただきました。

また、3 月 3 日の本協議会において、見直しの骨子案を検討いただきまして、3 月 29 日開催の医療審議会において骨子案の検討状況をご報告した後、本年度に入りまして、4 月には本協議会で素案のほうをご検討いただきました。

5 月に書面開催でパブリックコメント・意見照会前の案を委員の皆様方にお示しいたし

ました。本日は、パブリックコメント及び関係団体への意見照会の結果をご報告して、医療審議会に諮問いたします最終案の取りまとめをしていただきたく考えてございます。

今後の予定でございますが、本協議会の終了後、直ちに医療審議会のほうに対して書面での諮問を行いまして、6月29日開催の医療審議会で答申を受領いたしまして、従前ご説明しておりますとおり、7月1日の告示・公表としたいと考えております。

続きまして、資料4をご覧ください。こちらは、5月24日から実施いたしましたパブリックコメント及び関係団体への意見照会の結果についてのもことになります。パブリックコメントにつきましては、今回は提出されたご意見はゼロ件でございました。関係団体からの意見につきましては、東京都医師会、東京都保険者協議会、世田谷区、練馬区、武蔵野市の5団体から計20件のご意見を頂戴しております。

まず資料の4の①でございますが、こちらは団体別にご提出いただいた意見の要旨を一覧にしたもので、1ページ目が関係団体からのご意見、2ページ目が区市町村からのご意見の要旨になっております。一つの団体から複数のご意見を頂戴している場合、複数の団体から同一事項に係るご意見をいただいている場合がありますことから、資料の4の②において頂戴したご意見と中間見直しの目次に沿って並べ替えまして整理しております。

それでは、資料4の②をご覧ください。左側に関係団体からのご意見、右側にご意見に対する東京都の回答案のほうを書かせていただいております。

まず1ページ目、項番の1から4まで、こちらにつきましては、計画前全般についてのご意見でございます。項番の1は、保健医療計画の中間見直し後も第3期医療費適正化計画と整合性を図るようにとのご意見でございまして、こちらについては、引き続き整合性を図っていきますということをお答えしております。

項番の2は、現行計画策定後の変化による見直しの一つに記載しておりますデジタル化の推進について、本文での記載が在宅療養の項での多職種連携ポータルなどの活用にとどまっているのではないかと。デジタル化の推進の取組や検討体制について、体系的に

全体像が現行の記載ですと分かりにくいというようなご意見でございます。こちらにつきましては、保健医療計画では個別具体の事業の取組まで全て記載しているわけではございませんで、各章において取り組みの方向性を記載させていただいております。この記載した取組の方向性に従って、デジタル技術を活用した個別具体の事業を実施検討しているところでございます。

項番の 3 と 4 につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた感染症対策に係るご意見になります。中間見直し時点での新型コロナウイルス感染症対策を検証いたしまして、項番 3 につきましては、新興感染症等の感染拡大時における医療が医療計画に記載する事項として、次期の第 8 次保健医療計画につながるよう検討を進めてほしいというご意見を頂戴しております。都としても、こちらについてはそのように進めていきたいと考えてございます。

項番の 4、中間見直し案におきましては、各章に分散して記載している感染症対策につきまして、全体像が分かりにくいということで、本文中の第 2 部の第 4 章に記載してはいかがか、まとめて章立てしてはいかがかというご意見です。こちらにつきましては、今回の記載といたしましては、新興感染症等の感染拡大時に、広く一般の医療提供体制に対しても影響がありますことから、中間見直しの案においては、各疾病・事業の各章において受ける影響・課題を書き、取組を記載する形といたしました。

先ほども申し上げましたが、改正医療法によりまして、令和 6 年度から適用されます次期の保健医療計画においては、いわゆる 5 事業に新興感染症等の拡大時における医療が追加されまして 6 事業となる予定ですので、そこにおいてまた章立て等をするような形でやっていきたいと思っております。

続きまして、2 ページ目をご覧ください。

項番の 5 から 8 までは、基準病床数についてのご意見をいただいております。まず、基準病床数のところですが、一つ目のご意見としては、昨年度実施した災害医療体制の整備に必要な病床、重点的に感染症の入院患者を受け入れる意向がある医療機関

に対する病床の優先配分について、二次保健医療圏間の患者の流出入により基準病床数を変更した件について、今後適切かどうか検証されるべきというもの。それから、ほかのご意見としては、平時から新型コロナウイルス感染症のような新興感染症等の感染拡大時、災害時なども考慮いたしまして、基準病床数、病床配分を検討すべき。また、このような検討の仕方について、中間見直しの本文中に記載できないかというようなご意見でございます。三つ目としては、二次保健医療圏内で区市町村ごとの病床偏在を是正することを見直し、本文中に記載してほしいというようなものでございます。

こちらにつきましては、基準病床数に関しては、二次保健医療圏ごとに法令に基づきまして全国一律の算定式により算定することとなっております。また、病床の整備につきましては、住民に身近な区市町村のご意見、病床機能報告の結果などを参考にしながら、法令等に準拠して基準病床数を定めて、その上で地域に必要な医療の確保というような形で行っております。

続きまして、3ページのほうをご覧ください。項番の9につきましては、先ほどのご説明と重複するところがありますが、1ページ目の項番の4と同様に、新興感染症等の感染拡大時における医療について、今回の中間見直しにおいても章立てのほうを5疾病5事業に追加する6事業目の事業として書いてはいかがかというものでございます。こちらについては、次期の第8次保健医療計画のほうで5疾病6事業として位置づける予定でございます。

それから項番の10番、こちらにつきましては、災害時に外傷患者等を受け入れる災害拠点の病院等と被災した精神科の病院の入院患者を受け入れる精神科における災害拠点精神科病院等の役割と指定に係るご意見でございます。こちらについては、拠点となる医療機関の指定に当たって、地域の医療資源ですとか、病院の収容能力等を踏まえまして、整備を行っていききたいということでございます。

それから、項番の11、こちらについては、新興感染症等が発生した際、救急医療機関に感染患者さんたちを搬送する場合の搬送が円滑に行われるように、消防との調整を求

めるご意見でございます。こちらについては、本文中で新興感染症等が発生した際の救急受け入れ態勢の取組を方向性として記載させていただいているところでございます。

それから、項番の12と項番の13につきましては、3次救急、救命救急センターの配置について、都内全域にバランスよく確保していただきたい、それから第3次救急医療機関がない地域への配置の配慮というようなことを本文に追記してもらいたいというご要望でございます。3次救急医療機関につきましては、東京都におきましては、緊急性の高い重篤な患者さんに対し、都内全域を一つの圏域といたしまして救命救急医療が確保されるようにというようなことでやっているところでございます。

続きまして4ページ目、項番の14につきましては、医療介護連携について、今回の中間見直しの時点で評価の芳しくない指標があるということについて、取組の充実強化を図ってほしいというご意見でございます。東京都におきましては、人材の育成確保に向けた参入促進事業で、在宅医療の裾野を広げる取組のほうを推進しておりまして、今後、区市町村単位の訪問診療等の偏在も考慮いたしまして、データを活用・分析して、きめ細かい連携体制を作っていくたいというようなことで考えてございます。

この後、項番の15から19までにつきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係るご意見でございます。いずれも趣旨といたしましては、中間見直しの案の記載よりもさらに具体的に課題や取組について記載をしてほしいというご趣旨のものでございます。新型コロナウイルス感染症につきましても、現在も日々刻々と状況が変わっておりまして、生じた課題に対して東京都では対応を講じているところでございます。中間見直しの案におきましては、現時点で、今後、新興感染症等が発生した際にも通じる課題と、それらの課題に対する取組の方向性のほうを記載していると考えております。このため、いただいたご意見につきましては、中間見直しの本文のほうの修正ですとか追記というような形は行わずに、この資料においてそれぞれのご意見に対する都の考えをお示しできればと考えてございます。

項番の15につきましては、平時からパンデミックのような非常時に備えて、非常時の

病院間の役割ですとか転床等について認識の共有を図り、計画的に病床を確保してほしいとのものがございます。こちらにつきましては、東京都は現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大において、入院重点医療機関の指定ですとかを行って病床の確保を行っております、東京都医師会を通じた情報共有の取組を行っております。また、今回の取組について今後検証を行って、新興感染症等が発生した際の適切な対応については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

続いて項番の 16、見直しの背景に係る記載について、今後の展望に触れた形の内容に修文案をお示しいただいて、記載を修正していただけないかというようなことでございます。見直しの背景に係る記載の仕方の考え方ですが、東京都としては、今回新たに課題ですとか取組を追加するに至った経緯や背景を書くという形で整理させていただいております。ご意見でございますこれまでの新型コロナウイルス対策に係る取組の評価や評価・検証を踏まえた医療提供体制の検討ということは、繰り返しになるところもございますけれども、今後進めていくべき内容と考えてございます。

それから項番の 17 番、新型コロナウイルス対策に係る取組の検証の仕組みをどのように考えているかというようにお問い合わせでございます。こちらにつきましては、東京 iCDC や感染症医療体制協議会等を活用いたしまして検証を行うことを、現時点では想定しているところでございます。

それから項番の 18、有事を見据えた公衆衛生ですとか保健所等の在り方検討、デジタル化の推進などにより現場に負担をかけず情報収集・情報提供を行うシステム構築などを検討し、そういうことを盛り込んではいかがですかというようなご提案でございます。中間見直し案の第 2 部第 4 章 85 ページの記載において、取組の 1 の 1、取組の 1 の 2 という形で、東京都としては、ご指摘にあったようなところの内容については、取組の方向性としてお示ししているというふうに考えております。

項番の 19、感染症対策の取組 1 の 1、感染症医療提供体制の強化についてでございますが、中間見直しの記載の修正のご要望でございます。こちらに書かれている内容につ



きましては、国、東京都、それから保健所、区市町村等の役割分担につきましては、感染症予防法、新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとした法令に基づいて成されるものと認識しておりまして、先日閣議決定されたいわゆる骨太の方針におきまして、今後国において検討課題の一つとして挙げられております。こうした国での議論、これまでの東京都の取組の検証を踏まえて、今後適切に対応していくものと考えてございます。

それから、最後 20 番になりますが、達成状況の芳しくない評価指標につきまして、目標設定ですとか評価指標そのものが適切であったか検討し、必要に応じて変更することも必要ではなかったかというようなお問い合わせでございます。こちらにつきましては、東京都のほうとしては、指標の達成状況の評価に当たっては、各疾病・事業単位で設置しております協議会等で検討しておりまして、指標の妥当性も含めて評価・検証を行っていたというふうに考えております。引き続き達成状況がよろしくない指標については、達成に向けて取組を進めていく予定でございます。

資料の説明といたしましては以上でございます。

○橋本座長 ありがとうございます。パブリックコメントはなかったということですね。関係団体から今整理していただいたような、20 の項番に分かれるようなご意見があったということで、それに対応する都の回答について説明をしていただいたところあります。

皆さんからご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。何番のどこからでも結構ですが。よろしいですか。どなたか口火を切っていただければ、幾つか出てくるような気がするんですが。事務局、どなたか手を挙げていませんか。

○事務局 今のところどなたも挙げていらっしゃいません。

○橋本座長 長瀬先生、お願いします。ミュートを外してください。

○長瀬委員 世田谷区の 10 番目、「精神科の災害拠点連携病院の中で」という箇所、東京都が答えているんですが、現在、松沢病院ではこういうケースはカバーされていない

のでしょうか。きっとカバーされているような気がします。今度なんかでも随分松沢病院にお世話になっていますが、どうでしょうか。これから整備するということだと、現在も対応できるのかははっきりしておりません。教えてください。

○橋本座長 じゃ、担当にちょっと聞いてみます。お願いします。

○久村課長 救急災害医療課長でございます。松沢病院は、世田谷の災害医療病院としての役割を果たしていただいているとともに、精神のほうでも拠点的な位置づけで役割を果たしていただいておりますので、実体としてはある程度動いているという状況はございますが、指定ということについてはこれから整備を進めていくというふうな状況でございます。

○橋本座長 なるほど、指定という観点からですね。長瀬先生がおっしゃるように、確かに松沢はそれなりに、それなりという言い方がはばかれるんですけども、相当やっていますよね。ですから、実体としてはそんなに問題ないのかもしれないけれども、仕組みとしてもっとしっかりしたものにしていくよというお話だったと思います。よろしいですか、長瀬先生。

○長瀬委員 ありがとうございます。

○橋本座長 ほか、いかがですか。これは中間の見直しなので、そもそもオンゴーイングのものについては少し整理した段階で、次期の改定に反映させるという考え方は通していきたいと思っていますけれども。

よろしゅうございますか。東京都医師会からも幾つかご意見があるようですけども、猪口先生、何かありますか。

○猪口委員 どうもありがとうございます。僕は部会長をやっていた立場から、特に僕のほうから意見を出しているものではないんですが。この質問を見せていただくとコロナ対応のものが結構多いんですけども、今、何とかしのいでいる、特に東京は全国の中で都立・公社病院の専門病院化だとか、連携の仕方だとか、それからそういったようなもので、コロナ対策というのは日本の中では結構うまく進んでいるほうだとは思うん

ですけれども、これは何とかしてきているだけであって、計画に基づいているものではないと思います。

これを第 8 次のときに反映させて計画にするとか、今後中間の見直しで計画としてしっかりしていくという話なんだろうと思います。いいところは良く、そしてそのまま残して計画にするし、まだ課題解決としてうまくいっていないところは、今後それを検討してまた整備していくという話なんだろうと思って、それぞれのご意見を私は聞いておりました。

東京都のこの計画というのは、毎回そうなんですけれども、方向性が書かれていて、細かいところまでは書かれませんので、僕としては特に意見が強くあるわけではなくて、こういう方向性でいいのではないかなというふうに思っております。以上です。

○橋本座長 ありがとうございます。ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

○加島委員 保険者協議会の加島です。

○橋本座長 どうぞ。

○加島委員 今回、保険者協議会からもたくさんいろいろ質問して、答えていただきありがとうございます。今猪口先生がおっしゃったとおり、コロナの関係も保険者協議会でもたくさん意見が出たんですが、この答えにあるように、今まだ真っ最中なので、今後収まったらというのも変ですけれども、今回の検証をして検討を進めてまいりますということなので、それを次期の計画に生かしてくれたらよろしいかなというふうに思います。以上です。

○橋本座長 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。猪口先生、モニタリング会議のメンバーですよ。かなりデータはあって、いろんな分析ができていますよね。僕らはテレビで見るだけだから、その一部分だけになっていますけれども、つまり検証するようなことって、ある程度できるんですよ。

○猪口委員 はい。感染の状況に関してと、それから医療提供体制において、こういうこ

とが非常に役立ったとかそういうようなデータは残っておりますし、経緯も分かっておりますから、かなり検証する上では、いつになくと言っては何なんだけれども、相当、毎日毎日のデータの積み重ねがありますし、何かいろいろイベントがあったとか、例えば緊急事態宣言等、措置についてもかなりデータが残っています。

ただ、ほかの地域との比較が必ずしもできるかどうかというところがありますので、その有効性とか実効性、そういったものを本当に評価できるかどうかというのは難しいと思います。ただ、乗り切っていくときに、例えば今、先ほど松沢病院のお話がありましたけれども、あそこが動かなかつたら乗り切れなかつたらろうなというような局面が結構いろいろあるんですね。そういうようなものに関しては、今後しっかり役割として明記していく、もしくはほかの代替する方法があるのかどうかとか、そういうことも検討していく必要があると思います。

おっしゃるとおり、データは山のようにありますが、全部分析し切れるかどうかというのは、これから考えていかないといけないと思います。

○橋本座長 分かりました。ありがとうございます。ぜひいい分析をしてください。で、反映させましょう。ほか、いかがでしょうか。どなたも手を挙げていないようであります。じゃ、今いただいた意見、原案を支持していただけるようなものだったと思います。

では、本日提示した案をもって医療審議会の諮問の手続きを進めさせていただきたいと思います。今日が中間の見直しのファイナルということで、確定をさせていただきたいということでもあります。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○橋本座長 はい、ありがとうございます。

本日予定されていた議事は以上となります。事務局にお返しします。

○奈倉課長 ありがとうございます。本日はいろいろご意見を頂戴いたしましてありがとうございました。先ほどお話がありましたように、中間見直しにつきましては、猪口部会長をはじめ、委員の皆様方にご意見をいただきまして、今回最終案をお示しすること

ができました。この場を借りて重ねてお礼申し上げます。ありがとうございました。

次回の推進協議会でございますが、9月中旬ごろを予定してございます。お忙しいところ恐れ入りますが、またご出席のほうをよろしく願いたします。開催日時等の詳細が決まりましたら、事務局からご連絡を差し上げる予定でございます。事務局からは以上でございます。

○橋本座長 それでは本日はこれもちまして終了とさせていただきます。次回も Web ですね、きつとね。じゃ、またお目にかかりたいと思います。よろしく。ありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

(閉会)